

7-2 居住誘導区域（人口密度を維持する区域）

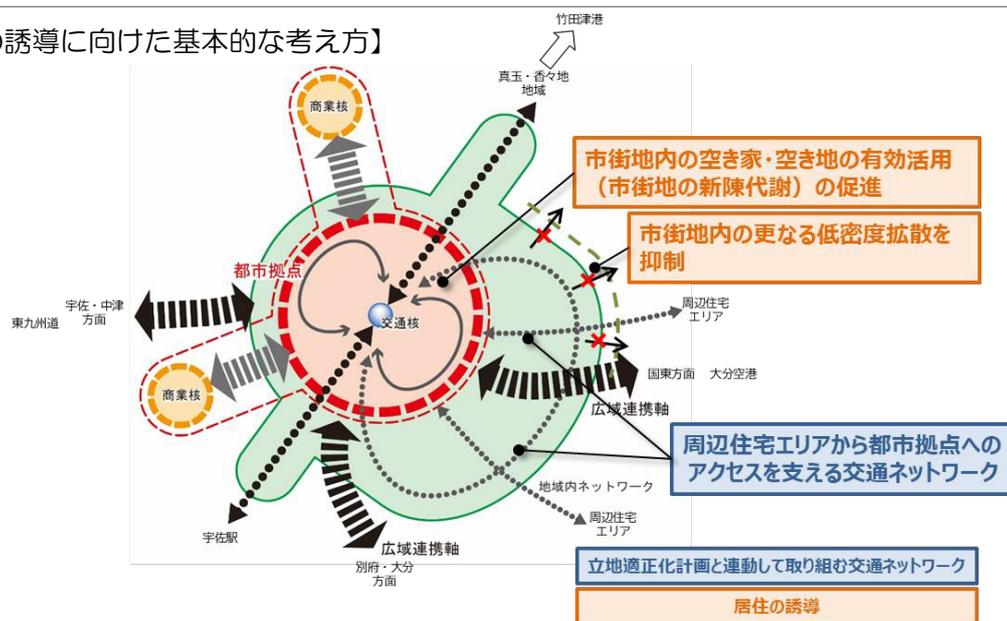
（1）居住誘導区域（人口密度を維持する区域）の設定方針

「課題解決のための誘導方針」及び「居住の誘導に向けた基本的な考え方」を踏まえ、居住を誘導すべきエリアは、下記の設定方針に基づいて設定します。

【課題解決のための誘導方針】

- ① サービス提供基地としての機能強化と「ネットワーク」の確保
- ② 都市経営コストの適正化と自家用車に頼りすぎない生活の「受け皿」の整備

【居住の誘導に向けた基本的な考え方】



【居住誘導区域（人口密度を維持する区域）の設定方針】

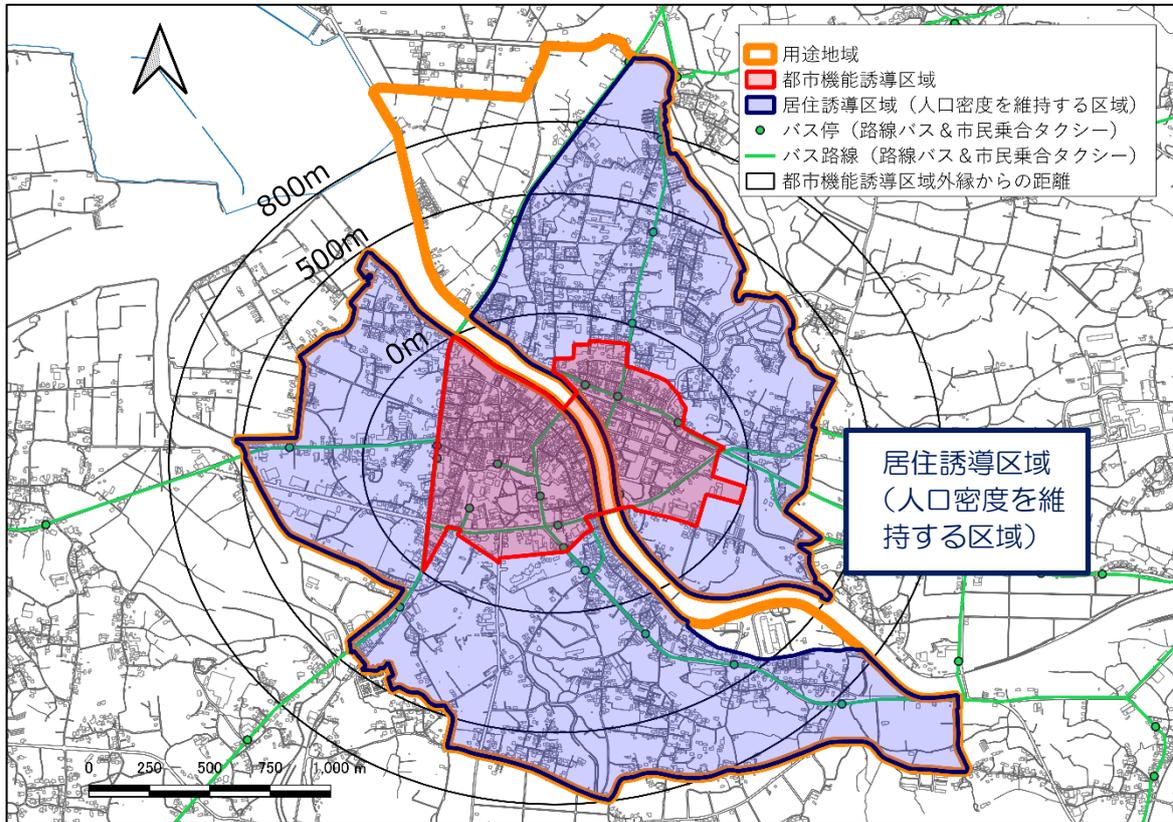
- ① 利便性の高いまちとしての基盤が整っている区域
 - ・生活利便施設（医療、商業、公共公益機能）が集積している区域
 - ・都市機能誘導区域へ公共交通でアクセス可能な区域
- ② 高齢者や子育て世帯が暮らしやすい区域
 - ・都市拠点に容易にアクセス可能な区域
 - ・子育て施設に容易にアクセス可能な区域
- ③ 災害に対する安全性などから居住に適していない区域の除外
 - ・災害の危険性が高い区域
- ④ 工業系用途地域が定められている区域の除外
 - ・工業系の用途地域が指定されている区域

(2) 居住誘導区域（人口密度を維持する区域）の設定

「居住誘導区域（人口密度を維持する区域）の設定方針」に沿って、下記の区域を居住誘導区域（人口密度を維持する区域）に設定します。

- 利便性の高いまちとしての基盤が整っている区域
 - ✓ 商業・医療施設や公共公益施設などが集積する都市機能誘導区域の 800m 圏域（一般人の徒歩圏）に設定する。
 - ✓ 商業・医療施設や公共公益施設などが集積する都市機能誘導区域に容易に外出できる区域として、路線バスもしくは市民乗合タクシーのバス停から半径 500m 圏域に設定する。
- 高齢者や子育て世帯が暮らしやすい区域
 - ✓ 高齢者が自家用車に過度に頼らなくても暮らすことができる環境として、多様な都市機能が集積する都市機能誘導区域の 500m 圏域（高齢者の徒歩圏）に設定する。
 - ✓ また、商業施設と医療施設のどちらにも徒歩でアクセスできる環境として、各施設の 500m 圏域（高齢者の徒歩圏）の重なる部分に設定する。
 - ✓ 子育てに必要な機能が整った環境として、小中学校、保育園・幼稚園等の教育施設・子育て支援施設から 800m 圏域に設定する。
- 災害に対する安全性などから居住に適していない区域の除外
 - ✓ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）を除外する。
 - ✓ 河川洪水等浸水区域は防災指針を策定し浸水対策を行うことを前提に除外しない。
- 工業系用途地域が定められている区域の除外
 - ✓ 工業専用地域及び準工業地域は除外する。ただし、現状で既に工業系以外の土地利用が行われており、将来的にも居住環境の悪化につながる工場等が立地する懸念が小さい区域については、居住誘導区域（人口密度を維持する区域）から除外しないこととする。

利便性が高く、高齢者や子育て世帯に必要な機能が整っている地域を基本に、災害に対する安全性などから居住に適していない区域を除外した、以下の区域を居住誘導区域（人口密度を維持する区域）に設定する。



※中心部以外の地域に対して行政サービスを低下させるものではありません。
※居住誘導区域（人口密度を維持する区域）に含まれない区域に住んではいけないというものではありません。
※この計画でいう「誘導」とは、将来にわたって中心市街地の人口密度を維持することによって、強制的に集めようとするものではありません。